

報道関係者 各位

平成29年7月24日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 後藤 浩

賃金指導官 高野 仁志

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

## 秋田地方最低賃金審議会（平成29年度第2回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 古谷 薫）は、秋田県最低賃金の改正について秋田労働局長から平成29年7月5日付けの諮問を受けて、本年度第2回目の秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安（答申）の伝達などを予定しています。

### 記

- 開催日時 平成29年7月31日（月）午後1時30分～
- 場 所 秋田合同庁舎 5階第1会議室（秋田市山王7丁目1番3号）
- 議 題 (1) 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）  
(2) 賃金実態調査結果について  
(3) その他
- 傍聴申込要領  
(1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。  
(FAX番号 018-864-6370 ㄨ切：平成29年7月28日（金）午前11時必着）  
(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）  
(3) カメラ取りは冒頭のみとさせていただきます。

(参 考)

- 1 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低金額を国が定め、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。
- 2 最低賃金には次のものがあり、今回諮問される秋田県最低賃金は、県内の全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。
  - (1) 地域別最低賃金（臨時職員、パートタイマーやアルバイト等を含む全ての労働者に適用されるものです。） **時間額 716 円**
  - (2) 特定最低賃金（特定の産業の労働者に適用されるもので、秋田県では次の4産業について設定されています。）
    - ① 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金 **時間額 834 円**
    - ② 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金 **時間額 766 円**
    - ③ 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金 **時間額 805 円**
    - ④ 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 **時間額 794 円**

3 関係条文

(地域別最低賃金の改正等)

最低賃金法第 12 条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(地域別最低賃金の原則)

最低賃金法第 9 条第 2 項

地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならない。

最低賃金法第 9 条第 3 項

前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

最低賃金法第 10 条第 1 項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。